

大津商工会議所青年部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本青年部は、大津商工会議所青年部（以下「青年部」という）と称する。

(事務所)

第2条 本青年部の事務所は、大津商工会議所事務局に置く。

(目 的)

第3条 本青年部は、会員相互の親睦と連携を密にし、企業経営者としての研さんを積み、大津商工会議所の事業活動の一翼を担い、地域社会の繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本青年部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 商工業の改善発達に関する意見の提案。
- (2) 商工業に関する調査、研究、講習会等の開催。
- (3) 大津商工会議所事業の推進及び協力。
- (4) 会員相互の親睦と研さん。
- (5) 各地商工会議所青年部との連絡提携。
- (6) その他、本青年部の目的達成に必要な事業。

(事業年度)

第5条 本青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本青年部の会員は、商工会議所の会員事業所の経営者、その後継者もしくはその事業所が推薦するもので、その年4月1日において20歳以上45歳以下のものとする。但し、直前会長、顧問についてはその限りではない。

(入 会)

第7条 本青年部に入会を希望する者は、会員の推薦により所定の入会手続きにより申し込みをする。

2. 入会の可否は、役員会により決定し、入会する。
3. 役員会の承認を経た後、初回会費納入日をもって入会日

とし、総会もしくは例会において入会式を行う。

(会 費)

第8条 会員は、毎年所定の期日までに定められた会費を納入しなければならない。

2. 特に必要が生じたときは、総会の議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 本青年部の会員は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 会員の所属する事業所が商工会議所会員でなくなったとき、又は、会員がその所属する事業所の籍を離れたとき。
- (2) 退会。
- (3) 死亡。
- (4) 除名。

(退 会)

第10条 本青年部を退会しようとする会員は、未納会費を完納の上、退会届を提出しなければならない。尚、退会の日は、本青年部が退会届を受理した日とする。

2. 年度の途中で会員資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(除 名)

第11条 会員が、次の各項に該当するときは、役員会の議決を経て除名することができる。

- (1) 本青年部の目的遂行に反する行為や秩序を乱す行為のあるとき。
- (2) 会費の納入義務を履行しないとき。
- (3) その他会員として適当でないと認められるとき。

第3章 総 会

(総会の構成)

第12条 本青年部の総会は会員をもって構成する。

(総会の種類)

第13条 本青年部の総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(総会の召集)

第14条 定期総会は毎年度4月末日及び2月末日までに会長が召集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 役員会が召集の必要を決議したとき。

(3) 5分の1以上の会員より、会議に付すべき事項を示した書面で召集の請求があったとき。

3. 前項第3号に規定する総会は、その請求を受け取った日より30日以内に召集しなければならない。
4. 第2項に定めるもののほか、監事は総会召集の必要を認めるときは、これを召集することができる。
5. 総会を召集するには、会議の目的たる事項ならびに日時場所を記載した書面をもって開催日の10日前に通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は会長が指名したものがあたる。但し、前条第2項第3号及び第4項に基づき臨時総会を開催した場合は出席会員のうちから選任する。

(総会の決議)

第16条 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。

2. やむを得ない理由で総会に出席できない会員は、他の会員を代理として表決を委任することができる。
3. 前項の会員は第1項の適用については出席とみなす。

(総会の決議事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定ならびに変更
- (4) 事業報告及び決算報告の承認
- (5) 会費の額及びその徴収方法の決定
- (6) その他、役員会において必要と認める重要な事項

第4章 役員

(役員)

第18条 本青年部に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上8名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 15名以上35名以内（会長、副会長、常務理事含む）
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第19条 役員は会員であることを要し、総会において選任及び解

任される。

2. 役員選出規定は別に定める。

(役員任期)

第20条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を防げない。

2. 任期の満了又は、辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。
3. 期のなかばで選任された役員任期は、その期の末までとする。

(役員職務)

第21条 会長は、本青年部を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 常務理事は会長、副会長を補佐するとともに、事務局を掌握し、会務の円滑な進行を図る。
4. 理事は、会長の指示により会務を分担する。
5. 監事は、業務の執行及び会計の状況を監査する。

(直前会長)

第22条 直前会長は前年度会長がその任にあたる。

2. 直前会長は役員会及び各種会議に出席して意見を述べ助言を行うことができる。

(顧問)

第23条 会長は必要に応じて顧問をおくことができる。

2. 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は1年とし、役員会及び各種会議に出席して、意見を述べ助言を行う。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 本青年部の役員会は会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。

2. 監事は役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の召集)

第25条 役員会は毎月1回会長が召集する。但し緊急を要する場合はこの限りではない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長が指名したものがあたる。

(役員会の決議)

第27条 役員会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。

(役員会の決議事項)

第28条 役員会は次の事項を審議処理する。

- (1) 総会の決議に基づく事項
- (2) 本会の目的達成に必要な事項
- (3) 規定の制定、変更及び廃止
- (4) その他業務執行に必要な事項

(議 事)

第29条 役員会で決議した重要な事項は、大津商工会議所常議員会の議を経なければならない。

第6章 例会・委員会

(例 会)

第30条 例会は年6回以上開催する。

2. 例会の運営については役員会の決議により定める。

(委員会)

第31条 本青年部は、その目的達成に必要な業務を遂行するために委員会を設置する。

2. 委員会の設置構成は役員会の決議により定める。

(委員会の構成)

第32条 委員会は、委員長1名及び副委員長若干名と委員をもって構成する。

2. 委員長は会長が役員承認を経て委嘱し、副委員長及び委員は委員長が会員の中から役員会の議を経て任命する。
3. 会員は、会長、副会長、常務理事、監事、直前会長及び顧問を除き、原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 会 計

(会計年度)

第33条 本青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 計)

第34条 本青年部の会計は、会費、補助金、その他収入をもってあてる。

(会計区分)

第35条 本青年部の会計は各事業年度毎に一般会計のほか、役員会の承認を経て特別の目的のために特別会計を設けるこ

大津商工会議所青年部役員選出規定

(総 則)

第1条 大津商工会議所青年部規約第19条第2項による役員選出はこの規定による。

(役員選考委員の選出)

第2条 役員会において次年度役員選考委員5名を選出する。

2 次年度役員選考委員のうち1名は会長とし、他の4名は役員の中から無記名連記制投票により得票数の多い者より順位選出する。尚、得票数が同数の場合はくじで決定する。但し、得票数が同数の場合でその候補者が当該役員会に欠席の場合は、議長が役員会の議を得て決定することができる。

3 前項の選挙は規約第18条に定める役員全員が選挙権並びに被選挙権を有する。

(次年度役員予定者の選出)

第3条 次年度役員選考委員会は第2条で選任された5名で構成し、委員長は会長がこれにあたる。

2 次年度役員選考委員会において、会員の中から理事15名以上35名以内、監事2名次年度役員予定者を選出し、役員会において承認する。但し、そのうち3分の1以上は、当該年度理事、監事以外から選出する。

(役員予定者会議)

第4条 会長は第3条で選出された次年度役員予定者を承認された日より2週間以内に招集し、役員予定者会議を開催する。但し、役員予定者会議は3分の2以上の理事予定者の出席をもって成立する。

2 役員予定者会議の議長は会長が監事予定者のうち1名を指名する。

(次年度会長の選出)

第5条 役員予定者会議において、次年度理事予定者により次年度会長を選出する。但し、役員経験2期以上を有する者とする。

2 次年度会長は原則として役員予定者会議での立候補制とする。

3 次年度会長の立候補者が1名の場合は、その立候補者を

次年度会長とし、立候補者が2名以上のときは次に定める選挙により選出する。尚、選挙結果において得票数が同数の場合はくじで決定する。

(1) 理事予定者による単記無記名投票により、過半数を得た者を次年度会長とする。

(2) 有効投票数の過半数を得た者がなかった場合は上位2名により再選挙を行い最多数を得た者を次年度会長とする。

4 次年度会長の立候補者がいない場合は次に定める選挙により選出する。尚、選挙結果において、得票数が同数の場合はくじで決定する。

(1) 理事予定者を被選挙人とする単記無記名投票を行い、過半数を得た者を次年度会長とする。

(2) 有効投票数の過半数を得た者がなかった場合は、上位2名により再選挙を行い最多数を得た者を次年度会長とする。

(副会長、常務理事の選任)

第6条 会長予定者は、理事予定者の中から次年度副会長及び常務理事を選任する。

(総会における承認)

第7条 会長は前各条の結果による次年度役員予定者名簿を作成し、役員会の承認を得て2月末日までに開催される総会において決定する。

大津商工会議所青年部慶弔見舞金規定

(目的)

第1条 大津商工会議所青年部の会員に対する慶弔見舞金の支給はこの規定による。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金

(結婚祝金)

第3条 会員が結婚するときは、別表「慶弔見舞金支給表」に定める祝金を支給する。

(弔慰金)

第4条 会員及びその家族が死亡したときは、別表「慶弔見舞金支給表」に定める弔慰金を支給する。

(傷病見舞金)

第5条 会員が負傷または被病して3週間以上入院したときは、別表「慶弔見舞金支給表」に定める見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第6条 会員が火災、水害、その他災害を被ったときは、別表「慶弔見舞金支給表」に定める見舞金を支給する。

(特別支給金の取扱い)

第7条 前各条に定める規定以外で特に必要とする場合は役員会において決定する。但し、緊急の場合は正副会長で決定することがある。

慶弔見舞金支給表

種 類	対 象	金 額	摘 要
結 婚 祝 金	会員本人	10,000円	左記金額又はそれ相当の記念品
弔 慰 金	会員本人	10,000円	左記弔慰金と櫛一对
	配偶者・実子	5,000円	〃
	実父母	5,000円	〃
傷病見舞金	会員本人	5,000円	
災害見舞金	会員本人	5,000円	